

## 新旧対照表

### ○水道工事標準仕様書

新	旧
<b>I 共通編</b>  <b>1. 総 則</b>  <b>1. 1 一般事項</b>  1. 1. 1～1. 1. 2 (略)  <b>1. 1. 3 用語の定義</b> 1～2 (略) 3. 本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当する者をいい、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（ <b>重要なもの及び軽易なものを除く</b> ）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他の者に実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。 4～4 1 (略)  <b>1. 1. 4 法令等の遵守</b> 1. 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、主な関係法令等は以下に示すとおり <b>であり、常に最新の改正状況等を確認すること。</b> (1) 建設業法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 49 号) (2) 道路法 (令和 7 年 4 月改正 法律第 22 号) (3) 河川法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号) (4) 建築基準法 (令和 7 年 5 月改正 法律第 35 号) (5) 電気事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号) (6) 電波法 (令和 7 年 5 月改正 法律第 46 号) (7) 測量法 (令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号) (8) 砂防法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (9) 地すべり等防止法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号) (10) 砂利採取法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号) (11) 下水道法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (12) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号) (13) 航空法 (令和 7 年 6 月改正 法律第 55 号) (14) 水道法 (令和 7 年 6 月改正 法律第 51 号)	<b>I 共通編</b>  <b>1. 総 則</b>  <b>1. 1 一般事項</b>  1. 1. 1～1. 1. 2 (略)  <b>1. 1. 3 用語の定義</b> 1～2 (略) 3. 本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当する者をいい、主に、受注者に対する指示、承諾または協議の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他の者に実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。 4～4 1 (略)  <b>1. 1. 4 法令等の遵守</b> 1. 受注者は、当該工事に関する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守するよう、自己の責任において適正な運用を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。なお、主な関係法令等は以下に示すとおりである。 (1) 建設業法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (2) 道路法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号) (3) 河川法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号) (4) 建築基準法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号) (5) 電気事業法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号) (6) 電波法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 40 号) (7) 測量法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (8) 砂防法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (9) 地すべり等防止法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号) (10) 砂利採取法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号) (11) 下水道法 (令和 4 年 6 月改正 法律第 68 号) (12) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号) (13) 航空法 (令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号) (14) 水道法 (令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号)

新		旧	
(15) 環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)	(15) 環境基本法	(令和3年5月改正 法律第36号)
(16) 水質汚濁防止法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(16) 水質汚濁防止法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(17) 湖沼水質保全特別措置法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(17) 湖沼水質保全特別措置法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(18) 大気汚染防止法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(18) 大気汚染防止法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(19) 振動規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(19) 振動規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(20) 騒音規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(20) 騒音規制法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(21) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)	(21) 労働基準法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(22) 労働者災害補償保険法	(令和7年5月改正 法律第32号)	(22) 労働者災害補償保険法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(23) 職業安定法	(令和6年6月改正 法律第50号)	(23) 職業安定法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(24) 中小企業退職金共済法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(24) 中小企業退職金共済法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(25) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律	(令和7年5月改正 法律第41号)	(25) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)
(26) 雇用保険法	(令和7年5月改正 法律第32号)	(26) 雇用保険法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(27) 作業環境測定法	(令和7年5月改正 法律第33号)	(27) 作業環境測定法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(28) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)	(28) じん肺法	(平成30年7月改正 法律第71号)
(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)	(29) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)
(30) 出入国管理及び難民認定法	(令和7年6月改正 法律第75号)	(30) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)
(31) 道路交通法	(令和6年6月改正 法律第59号)	(31) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(32) 道路運送法	(令和6年5月改正 法律第23号)	(32) 道路運送法	(令和5年4月改正 法律第18号)
(33) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(33) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)
(34) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(34) 消防法	(令和5年6月改正 法律第58号)
(35) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)	(35) 毒物及び劇物取締法	(令和5年5月改正 法律第36号)
(36) 火薬類取締法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(36) 火薬類取締法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月国土交通省告示496号)	(37) 建設工事公衆災害防止対策要綱	(令和元年9月国土交通省告示496号)
(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)	(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)
(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和7年6月改正 法律第52号)	(39) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正 法律第46号)
(40) 文化財保護法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(40) 文化財保護法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(41) 労働安全衛生法	(令和7年5月改正 法律第33号)	(41) 労働安全衛生法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(42) 労働安全衛生規則	(令和7年12月改正 厚生労働省令第120号)	(42) 労働安全衛生規則	(令和5年9月改正 厚生労働省令第121号)
(43) 特定化学物質等障害予防規則	(令和6年3月改正 厚生労働省令第44号)	(43) 特定化学物質等障害予防規則	(令和5年4月改正 厚生労働省令第70号)
(44) 石綿障害予防規則	(令和7年10月改正 厚生労働省令第111号)	(44) 石綿障害予防規則	(令和5年12月改正 厚生労働省令第165号)
(45) 酸素欠乏症等防止規則	(令和4年4月改正 厚生労働省令第82号)	(45) 酸素欠乏症等防止規則	(令和4年4月改正 厚生労働省令第82号)
(46) 健康保険法	(令和7年12月改正 法律第87号)	(46) 健康保険法	(令和5年6月改正 法律第48号)
(47) 都市公園法	(令和6年5月改正 法律第40号)	(47) 都市公園法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)	(48) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和4年6月改正 法律第68号)
(49) 土壌汚染対策法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(49) 土壌汚染対策法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和6年6月改正 法律第54号)	(50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正 法律第37号)
(51) 千葉県水道事業給水条例	(令和7年10月改正千葉県条例第37号)	(51) 千葉県水道事業給水条例	(令和元年7月改正千葉県条例第7号)
(52) 自然環境保全法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(52) 自然環境保全法	(令和4年6月改正 法律第68号)
(53) 自然公園法	(令和4年6月改正 法律第68号)	(53) 自然公園法	(令和4年6月改正 法律第68号)

新	旧
<p>(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(55) 河川法施行令 (令和7年6月改正 政令第209号)</p> <p>(56) 技術士法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(57) 計量法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(58) 厚生年金保険法 (令和7年6月改正 法律第20号)</p> <p>(59) 最低賃金法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(60) 所得税法 (令和7年6月改正 法律第74号)</p> <p>(61) 著作権法 (令和7年4月改正 法律第27号)</p> <p>(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(64) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(67) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(68) 個人情報保護に関する法律 (令和7年6月改正 法律第70号)</p> <p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)</p>	<p>(54) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(55) 河川法施行令 (令和4年3月改正 政令第167号)</p> <p>(56) 技術士法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(57) 計量法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(58) 厚生年金保険法 (令和5年6月改正 法律第53号)</p> <p>(59) 最低賃金法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(60) 所得税法 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(61) 著作権法 (令和5年6月改正 法律第53号)</p> <p>(62) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(63) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(64) 農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (令和4年6月改正 法律第68号)</p> <p>(66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(67) 警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(68) 個人情報保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)</p>
2・3 (略)	2・3 (略)
1. 1. 5～1. 1. 20 (略)	1. 1. 5～1. 1. 20 (略)
<p><b>1. 1. 21 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公庁等用)を貼付した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」を建設工事請負契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、建設工事請負契約締結後40日以内)に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 21 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 1件あたりの契約金額が500万円以上の建設工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公庁等用)を貼付した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書」を建設工事契約締結後1ヶ月以内に提出し、掛金の収納の確認を受けなければならない。なお、報告書を期限内に提出できない受注者は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入した「建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況遅延報告書」を提出しなければならない。</p>
1. 1. 22～1. 1. 25 (略)	1. 1. 22～1. 1. 25 (略)
<p><b>1. 1. 26 週休二日の対応</b></p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>	

新	旧
<p><b>1. 1. 27 石綿使用の有無</b>  受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p><b>1. 1. 28 遠隔臨場の実施</b>  遠隔臨場（動画用撮影カメラにより撮影した映像と音声を Web 会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」等を行うことをいう。）を実施する場合の適用範囲や実施方法等については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」（千葉県企業局水道事業）によるものとする。</p> <p><b>1. 2 工事施工</b></p> <p><b>1. 2. 1～1. 2. 4（略）</b></p> <p><b>1. 2. 5 施工計画書</b>  1. 受注者は、工事着手前<b>または施工方法が確定した時期</b>に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、その内容を遵守し工事の施工に当たらなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。  （1）～（15）略  2～4（略）</p> <p><b>1. 2. 6～1. 2. 21（略）</b></p> <p><b>1. 2. 22 建設副産物の処理</b>  1～3（略）  4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存しておくなければならない。  なお、各書類は、特記仕様書等により、「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）を利用し適正に登録・作成しなければならない。  また、受注者は、法令等に基づき、<b>工事現場において</b>再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p><b>1. 2 工事施工</b></p> <p><b>1. 2. 1～1. 2. 4（略）</b></p> <p><b>1. 2. 5 施工計画書</b>  1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、次の事項を記載した施工計画書を監督職員に提出するとともに、その内容を遵守し工事の施工に当たらなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記するものとする。  （1）～（15）略  2～4（略）</p> <p><b>1. 2. 6～1. 2. 21（略）</b></p> <p><b>1. 2. 22 建設副産物の処理</b>  1～3（略）  4. 受注者は、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、建設資材の利用又は建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、請負金額 100 万円以上の工事について、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め各 1 部提出しなければならない。また、最終請負金額が 100 万円以上の工事について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくなければならない。  なお、各書類は、特記仕様書等により、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を利用し適正に登録・作成しなければならない。  また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5（略）</p>

新	旧
<p>6. 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項で示した確認事項の確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、建設発生土が再生資源促進計画に記載した搬出先（以下の（1）～（4）を除く）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに当該搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること。</p> <p>（1）国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）</p> <p>（2）他の建設現場で利用する場合</p> <p>（3）ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード</p> <p>（4）土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）</p> <p>1. 2. 23～1. 2. 26 （略）</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>1～8（略）</p> <p>9. 受注者は、クレーン、車両系建設機械等を設置及び使用する場合、労働安全衛生規則（令和7年12月改正、厚生労働省令第120号）、クレーン等安全規則（令和7年2月改正、厚生労働省令第14号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>10. 受注者は、管渠内、坑内等での有機溶剤を使用する作業を行う場合、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則（令和6年3月改正、厚生労働省令第45号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>11. 受注者は、工事に圧気を使用する場合、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則（令和4年4月改正、厚生労働省令第82号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>12. 受注者は、工事において酸素欠乏若しくは有毒ガス等の発生するおそれのある場合、労働安全衛生規則、酸素欠乏症等防止規則（令和4年4月改正、厚生労働省令第82号）等により換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏危険作業主任者を置き、事故の</p>	<p>1. 2. 23～1. 2. 26 （略）</p> <p>1. 3 安全管理</p> <p>1. 3. 1 工事中の安全確保</p> <p>1～8（略）</p> <p>9. 受注者は、クレーン、車両系建設機械等を設置及び使用する場合、労働安全衛生規則（平成25年11月改正、厚生労働省令第125号）、クレーン等安全規則（令和2年12月25日改正、厚生労働省令第208号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>10. 受注者は、管渠内、坑内等での有機溶剤を使用する作業を行う場合、労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則（平成24年4月2日改正、厚生労働省令第71号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>11. 受注者は、工事に圧気を使用する場合、労働安全衛生規則、高気圧作業安全衛生規則（令和2年12月25日改正、厚生労働省令第208号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>12. 受注者は、工事において酸素欠乏若しくは有毒ガス等の発生するおそれのある場合、労働安全衛生規則、酸素欠乏症防止規則（平成15年12月19日改正、厚生労働省令第175号）等により換気設備、酸素濃度測定器、ガス検知器、救助用具等を設備するとともに、酸素欠乏危険作業主任者を置き、事</p>

新	旧
<p>未然防止に万全の対策を講じなければならない。</p> <p>13. 受注者は、工事等において石綿を撤去する場合、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則（令和7年10月改正、厚生労働省令第111号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>14～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正、法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p><b>1. 3. 2（略）</b></p> <p><b>1. 3. 3 交通及び保安上の措置</b></p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正 国関整道管第8号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正、政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法（令和7年4月改正 法律第22号）第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和6年6月改正 法律第59号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1. 3. 4 過積載の防止</b></p> <p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工事用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年6月改正、法律第68号）、車両制限令（令和3年7月改正、政令第198号）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（令和3年10月1日改正）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて工事用資材及び機械を運搬する場合は、道路法（令和7年4月改正、法律第22号）第47条の2に基づく通行許可を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、土砂、資材等を運搬する場合は、ダンプカーの過積載防止を厳守するとともに、道路交通法（令和6年6月改正、法律第59号）に従い、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>故の未然防止に万全の対策を講じなければならない。</p> <p>13. 受注者は、工事等において石綿管を撤去する場合、労働安全衛生規則、石綿障害予防規則（平成26年3月31日改正、厚生労働省令第50号）等を遵守し、安全管理対策を講じなければならない。</p> <p>14～19（略）</p> <p>20. 監督職員が、労働安全衛生法（令和4年6月改正、法律第68号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>21～27（略）</p> <p><b>1. 3. 2（略）</b></p> <p><b>1. 3. 3 交通及び保安上の措置</b></p> <p>1. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたり、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（令和元年5月21日改正 国関整道管第8号）に基づき安全対策を講じなければならない。</p> <p>2～10（略）</p> <p>11. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月9日改正、政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月18日改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><b>1. 3. 4 過積載の防止</b></p> <p>1. 受注者は、大量の土砂及び大型の工事用資機材の運搬を伴う工事を施工する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成26年6月13日改正、法律第69号）、車両制限令（令和3年7月9日改正、政令第198号）及び千葉県土砂運搬適正化対策要綱（令和3年10月1日改正）を遵守し、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他交通安全対策上の必要事項について搬送計画を立て、監督職員に提出しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて工事用資材及び機械を運搬する場合は、道路法第47条の2に基づく通行許可を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、土砂、資材等を運搬する場合は、ダンプカーの過積載防止を厳守するとともに、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）に従い、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3)略</p>

新	旧
<p><b>1. 3. 5 事故防止</b> 1～6 (略)</p> <p>7. 受注者は、仮設備の電気工事にあたっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（令和4年12月、経済産業省令第96号）等により、電気技術者が行わなければならない。 8～9 (略)</p> <p><b>1. 3. 6～1. 3. 7 (略)</b></p> <p><b>1. 3. 8 環境対策</b> 1～5 (略)</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1.2に示す一般工事用建設機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業にあたり表1.3に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（令和4年6月改正法律第68号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成14年4月1日改正、国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成28年4月1日付け国土交通省告示第610号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7～10 (略)</p> <p><b>1. 3. 9～1. 3. 11 (略)</b></p> <p><b>1. 4 完成</b></p> <p><b>1. 4. 1～1. 4. 2 (略)</b></p>	<p><b>1. 3. 5 事故防止</b> 1～6 (略)</p> <p>7. 受注者は、仮設備の電気工事にあたっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（令和3年3月31日、経済産業省令第28号）等により、電気技術者が行わなければならない。 8～9 (略)</p> <p><b>1. 3. 6～1. 3. 7 (略)</b></p> <p><b>1. 3. 8 環境対策</b> 1～5 (略)</p> <p>6. 受注者は、工事の施工にあたり表1.2に示す一般工事用建設機械を使用する場合、及びトンネル坑内作業にあたり表1.3に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガス対策」の規制等に関する法律（平成29年法律第41号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成14年4月1日改正、国総施第225号）」、「第3次排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7～10 (略)</p> <p><b>1. 3. 9～1. 3. 11 (略)</b></p> <p><b>1. 4 完成</b></p> <p><b>1. 4. 1～1. 4. 2 (略)</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>2. 材 料</b></p> <p><b>2. 1 材料一般</b></p> <p><b>2. 1. 1 ～2. 1. 5 (略)</b></p> <p><b>2. 2 発成品</b></p> <p><b>2. 1. 1 (略)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>2. 材 料</b></p> <p><b>2. 1 材料一般</b></p> <p><b>2. 1. 1 ～2. 1. 5 (略)</b></p> <p><b>2. 2 発成品</b></p> <p><b>2. 1. 1 (略)</b></p>

新	旧
<p><b>2. 3 材料品目</b></p> <p><b>2. 3. 1 土砂</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 規 格</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 洗砂</p> <p>洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の 0.075 mm以下の通過質量百分率が 6%以下であること、また、J I S A 5308 附属書 J A (レディーミクストコンクリート用骨材) A.8 砂利及び砂に規定されている塩化物量 0.04%以下であることとする。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p><b>2. 3. 2 ~ 2. 3. 3 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 4 骨材</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. セメントコンクリート用骨材</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 有機不純物質</p> <p>① 細骨材に含まれる有機不純物質は、J I S A 1105 (細骨材の有機不純物試験方法) によって試験する。この場合砂の上部における溶液の色合いが、標準色より薄くなる細骨材を用いるものを標準とする。</p> <p>② 砂の上部における溶液の色合いが標準色より濃い場合でも、その砂で造ったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3%溶液で洗い、さらに水で十分洗って用いたモルタル供試体の圧縮強度の 90%以上であれば、その砂を用いてよい。なお、モルタルの圧縮強度による砂の試験は、J I S A 1142 (有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法) の規定によるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 (略)</p> <p><b>2. 3. 5 セメント、混和材料、水</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p>(6) 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離、変質、凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿、固結しないよう、これを貯蔵しなければならない。</p> <p>(7) ~ (9) 略</p>	<p><b>2. 3 材料品目</b></p> <p><b>2. 3. 1 土砂</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 規 格</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 洗砂</p> <p>洗砂は、清浄、強硬、耐久的で、適当な粒度を持ち、ドロ、ゴミ、有機物等の有害物を含まないものとし、粒度試験結果の 0.075 mm以下の通過質量百分率が 6%以下であること、また、JIS A 5308 付属書 A (レディーミクストコンクリート用骨材) A.8 砂利及び砂に規定されている塩化物量 0.04%以下であることとする。</p> <p>(3) ~ (5) 略</p> <p><b>2. 3. 2 ~ 2. 3. 3 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 4 骨材</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. セメントコンクリート用骨材</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) 有機不純物質</p> <p>① 細骨材に含まれる有機不純物質は、J I S A 1105 によって試験する。この場合砂の上部における溶液の色合いが、標準色より薄くなる細骨材を用いるものを標準とする。</p> <p>② 砂の上部における溶液の色合いが標準色より濃い場合でも、その砂で造ったモルタル供試体の圧縮強度が、その砂を水酸化ナトリウムの 3%溶液で洗い、さらに水で十分洗って用いたモルタル強試体の圧縮強度の 90%以上であれば、その砂を用いてよい。なお、モルタルの圧縮強度による砂の試験は、J I S A 5308 の付属書 3 の規定によるものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>3 (略)</p> <p><b>2. 3. 5 セメント、混和材料、水</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) ~ (5) 略</p> <p>(6) 受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。</p> <p>(7) ~ (9) 略</p>

新	旧
<p>2. セメント</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 試験方法は、次によるものとする。</p> <p>① J I S R 5201 (セメントの物理試験方法)</p> <p>② J I S R 5202 (セメントの化学分析方法)</p> <p>③ J I S R 5203 (セメントの水和熱測定方法：溶解熱方法)</p> <p>(3) 略</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5. 混和材料</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) J S C E-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年制定)の規格に適合するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>6. コンクリート用水</p> <p>(1) コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJ I S A 5308 附属書 J C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。</p> <p>(2) 略</p> <p><b>2. 3. 6 ～2. 3. 8 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 9 塗料</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>J I S K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p> <p>5～6 (略)</p> <p><b>2. 3. 9 ～2. 3. 12 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 13 J I S、J W W A及びJ D P A等の水道用材料</b></p> <p>1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げる J I S、J W W A、J D P A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。</p>	<p>2. セメント</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 試験方法は、次によるものとする。</p> <p>① J I S R 5201 (セメントの物理試験方法)</p> <p>② J I S R 5202 (ポルトランドセメントとの化学分析方法)</p> <p>③ J I S R 5203 (セメントの水和熱測定方法：溶解熱方法)</p> <p>(3) 略</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5. 混和材料</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) J S C E-D 102-2005 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年制定)の規格に適合するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>6. コンクリート用水</p> <p>(1) コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJ I S A 5308 附属書 C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではない。</p> <p>(2) 略</p> <p><b>2. 3. 6 ～2. 3. 8 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 9 塗料</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>J I S K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5622 (鉛丹さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5624 (塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p> <p>J I S K 5627 (ジンクロメートさび止めペイント)</p> <p>J I S K 5628 (鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)</p> <p>J I S K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p> <p>5～6 (略)</p> <p><b>2. 3. 9 ～2. 3. 12 (略)</b></p> <p><b>2. 3. 13 J I S、J W W A及びJ D P A等の水道用材料</b></p> <p>1. 水道用として使用する材料は、次の各号に掲げる J I S、J W W A、J D P A及び当局仕様品とする。ただし、規格等は今後修正されることがあるため、最新データをフォローすること。</p>

新	旧
<p>(1) J I S規格の水道用品  B 2062 水道用仕切弁  G 3443-1 水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管  G 3443-2 水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管  G 3443-3 水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆  G 3443-4 水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装</p> <p>(2)～(4)略</p> <p style="text-align: center;"><b>3. 工 事</b></p> <p><b>3. 1～3. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 3 基礎工</b></p> <p><b>3. 3. 1～3. 3. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 3. 3 杭基礎工</b>  1 (略)  2. 既製杭工一般  (1)～(2)略  (3) 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。  (4)～(13)略  (14) 受注者は、杭の施工を行うにあたり、J I S A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) 7. 施工7.4 くい施工で7.4.2 (埋込み工法) を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式、またはコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、受注者は、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。  (15) 受注者は、既製コンクリート杭の施工にあたり、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類、杭の打込み、杭の埋込み、杭の継手等について、J I S A 7201 (既製コンクリートくい施工標準) の規定によらなければならない。  (16)～(20)略  3 (略)</p>	<p>(1) J I S規格の水道用品  B 2062 水道用仕切弁  G 3443-1 水輸送用塗覆装鋼管－第1部：直管  G 3443-2 水輸送用塗覆装鋼管－第2部：異形管  G 3443-3 水輸送用塗覆装鋼管－第3部：外面プラスチック被覆  G 3443-4 水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装</p> <p>(2)～(4)略</p> <p style="text-align: center;"><b>3. 工 事</b></p> <p><b>3. 1～3. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 3 基礎工</b></p> <p><b>3. 3. 1～3. 3. 2 (略)</b></p> <p><b>3. 3. 3 杭基礎工</b>  1 (略)  2. 既製杭工一般  (1)～(2)略  (3) 受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。  (4)～(13)略  (14) 受注者は、杭の施工を行うにあたり、J I S A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) 6. 施工7.4 くい施工で7.4.2 (埋込み工法) を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式、またはコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、受注者は、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物 (スライム) を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。  (15) 受注者は、既製コンクリート杭の施工にあたり、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類、杭の打込み、杭の埋込み、杭の継手等について、J I S A 7201 (遠心力コンクリートくい施工標準) の規定によらなければならない。  (16)～(20)略  3 (略)</p>

新	旧																																										
<p>4. 場所打杭工</p> <p>(1) 受注者は、試験杭の施工にあたっては、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。設計図書に示されていない場合には、基礎ごと</p> <b>に</b> 試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 <p>(2) ～ (20) 略</p> <p>5 (略)</p> <p><b>3. 3. 4 (略)</b></p> <p><b>3. 4 コンクリート工</b></p> <p><b>3. 4. 1 一般事項</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、2023年制定)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>3. 4. 2 適用すべき諸基準</b></p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書(施工編)</td> <td>(2023年制定)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書(設計編)</td> <td>(2022年制定)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>(2012年版)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成14年7月31日)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>(平成14年7月31日)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>(2020年版)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本鉄筋継手協会</td> <td>鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事</td> <td>(2017年8月)</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p> <p><b>3. 4. 3 工場の選定</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律68号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施でき</p>	土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(2023年制定)	土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(2022年制定)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(2012年版)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	土木学会	鉄筋定着・継手指針	(2020年版)	(公社)日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(2017年8月)	<p>4. 場所打杭工</p> <p>(1) 受注者は、試験杭の施工にあたっては、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。設計図書に示されていない場合には、各基礎毎</p> <b>に</b> 試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。 <p>(2) ～ (20) 略</p> <p>5 (略)</p> <p><b>3. 3. 4 (略)</b></p> <p><b>3. 4 コンクリート工</b></p> <p><b>3. 4. 1 一般事項</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、2017年制定)のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>3. 4. 2 適用すべき諸基準</b></p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書(施工編)</td> <td>(2017年制定)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書(設計編)</td> <td>(2017年制定)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針</td> <td>(2017年版)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>アルカリ骨材反応抑制対策について</td> <td>(平成14年7月31日)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について</td> <td>(平成14年7月31日)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td>(2020年版)</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本鉄筋継手</td> <td>圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事</td> <td>(2019年3月)</td> </tr> </table> <p>2～3 (略)</p> <p><b>3. 4. 3 工場の選定</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施でき</p>	土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(2017年制定)	土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(2017年制定)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(2017年版)	国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)	国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)	土木学会	鉄筋定着・継手指針	(2020年版)	(公社)日本鉄筋継手	圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(2019年3月)
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(2023年制定)																																									
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(2022年制定)																																									
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(2012年版)																																									
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)																																									
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)																																									
土木学会	鉄筋定着・継手指針	(2020年版)																																									
(公社)日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(2017年8月)																																									
土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)	(2017年制定)																																									
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)	(2017年制定)																																									
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(2017年版)																																									
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年7月31日)																																									
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	(平成14年7月31日)																																									
土木学会	鉄筋定着・継手指針	(2020年版)																																									
(公社)日本鉄筋継手	圧接協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事	(2019年3月)																																									

新

る工場から選定しなければならない。

(3) ~ (5) 略

3.4.4 (略)

3.4.5 現場練りコンクリート

1. 材料の貯蔵及び計量

(1) ~ (3) 略

(4) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を所定の計量値の許容差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。

(5) ~ (7) 略

(8) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、表3.3計量値の許容差の値以下とする。

(9) 連続ミキサを使用する場合、各材料は体積で計量してよいものとする。その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる所定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表3.3計量値の許容差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、所定の時間当たりに計量する体積を適切に定めなければならない。

(10) 略

表3.3 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%) 以内

(11) 受注者は、各材料を一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は表3.3計量値の許容差に示した許容差以下である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。

(12) 略

2. 練混ぜ

(1) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、J I S A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び J S C E - I 502-2013 「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」(土木学会 2013 年制定) により行わなければならない。

(2) ~ (10) 略

旧

る工場から選定しなければならない。

(3) ~ (5) 略

3.4.4 (略)

3.4.5 現場練りコンクリート

1. 材料の貯蔵及び計量

(1) ~ (3) 略

(4) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。なお、受注者は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、監督職員に報告しなければならない。

(5) ~ (7) 略

(8) 計量誤差は、1回計量分に対し、表3.3計量の許容誤差の値以下とする。

(9) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、表3.3計量の許容誤差の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。

(10) 略

表3.3 計量の許容誤差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%) 以内

(11) 受注者は、各材料を一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。

(12) 略

2. 練混ぜ

(1) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、J I S A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない

(2) ~ (10) 略

新	旧																																								
<p><b>3. 4. 6 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 7 コンクリートの打込み</b> 1～14 (略)</p> <p>15. 受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針5章圧送」(土木学会、2012年版)の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>16～20 (略)</p> <p><b>3. 4. 8 締固め</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、<b>棒状</b>バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等の<b>棒状</b>バイブレーターの使用が困難な場所には、<b>型枠バイブレーター</b>を使用しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、<b>棒状</b>バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるよう入念に締固めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>3. 4. 9 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 10 養生</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、濡らした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3.4の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.4 コンクリートの湿潤養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 [注] 寒中コンクリートの場合は、3.4.13寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>3. 4. 11～3. 4. 12 (略)</b></p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日	10℃以上	7日	9日	4日	9日	※	5℃以上	9日	12日	5日	12日	※	<p><b>3. 4. 6 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 7 コンクリートの打込み</b> 1～14 (略)</p> <p>15. 受注者は、コンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、2012年版)の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、コンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>16～20 (略)</p> <p><b>3. 4. 8 締固め</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、<b>型枠振動機</b>を使用しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるよう入念に締固めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p><b>3. 4. 9 (略)</b></p> <p><b>3. 4. 10 養生</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、濡らした布等でこれを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3.4の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.4 コンクリートの養生期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 寒中コンクリートの場合は、3.4.13寒中コンクリートの規定による。 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><b>3. 4. 11～3. 4. 12 (略)</b></p>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																				
15℃以上	5日	7日	3日	8日	10日																																				
10℃以上	7日	9日	4日	9日	※																																				
5℃以上	9日	12日	5日	12日	※																																				
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント																																						
15℃以上	5日	7日	3日																																						
10℃以上	7日	9日	4日																																						
5℃以上	9日	12日	5日																																						

新

3. 4. 1 3 寒中コンクリート

1～1 2 (略)

1 3. 受注者は、養生中は、**湿潤状態でかつ**コンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。  
**なお**、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3.5 の日数以上とし、養生期間後、更に 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。**また、湿潤養生に保つ養生日数として表 3. 4 に示す期間も満足する必要がある。**

表 3.5 寒中コンクリートの温度制御養生期間 (断面の大きさが普通の場合)

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

[注] W/C=55%の場合の標準的養生期間を示した。W/Cがこれと異なる場合は適宜増減する。

1 4～1 5 (略)

3. 4. 1 4 暑中コンクリート

1～2 (略)

3. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、流動化剤等を使用する場合は J I S A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。  
**なお**、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

4～5 (略)

6. 打設時のコンクリート温度の上限は、**所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。**

7～9 (略)

3. 4. 1 5 (略)

3. 4. 1 6 水密コンクリート

1～4 (略)

5. 受注者は、水密性を確保するために必要な場合は、良質のA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能減水剤、または良質の**ポゾラン**等を用いなければならない。

6～7 (略)

8. 受注者は、型枠の締付け材については漏水に対して悪影響を**及ぼさないもの**を用いなければならない。

3. 4. 1 7 (略)

旧

3. 4. 1 3 寒中コンクリート

1～1 2 (略)

1 3. 受注者は、養生中は、コンクリートの温度を 5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3.5 の日数以上とし、養生期間後、更に 2 日間はコンクリート温度を 0℃以上に保たなければならない。

表 3.5 寒中コンクリートの養生期間

構造物の露出状態	養生温度	セメントの種類断面：普通の場合		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド +促進剤	混合セメントB種
(1) 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) 普通の露出状態にあり(1)に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

[注] W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

1 4～1 5 (略)

3. 4. 1 4 暑中コンクリート

1～2 (略)

3. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、流動化剤等を使用する場合は J I S A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。  
**なお**、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

4～5 (略)

6. 打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。

7～9 (略)

3. 4. 1 5 (略)

3. 4. 1 6 水密コンクリート

1～4 (略)

5. 受注者は、水密性を確保するために必要な場合は、良質のA E 剤、減水剤、A E 減水剤、高性能減水剤、または良質の**ポゾラン**等を用いなければならない。

6～7 (略)

8. 受注者は、型枠の締付け材については漏水に対して悪影響のないものを用いなければならない。

3. 4. 1 7 (略)

新	旧
<p>3. 5 (略)</p> <p>3. 6 鉄筋工</p> <p>3. 6. 1～3. 6. 2 (略)</p> <p>3. 6. 3 加工 1～2 (略)</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2022年制定）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>3. 6. 4～3. 6. 6 (略)</p> <p>3. 7～3. 10 (略)</p> <p>3. 11 植栽工</p> <p>3. 11. 1 一般事項 1～8 (略)</p> <p>9. (1)～(13) 略</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除き、きれいに除草しなければならない。</p> <p>3. 11. 2 材料 1. (1)～(2) 略</p>	<p>3. 5 (略)</p> <p>3. 6 鉄筋工</p> <p>3. 6. 1～3. 6. 2 (略)</p> <p>3. 6. 3 加工 1～2 (略)</p> <p>3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、2017年制定）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>3. 6. 4～3. 6. 6 (略)</p> <p>3. 7～3. 10 (略)</p> <p>3. 11 植栽工</p> <p>3. 11. 1 一般事項 1～8 (略)</p> <p>9. (1)～(13) 略</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>3. 11. 2 材料 1. (1)～(2) 略</p>

新

表 3.6 公共用緑化樹木等品質寸法基準（案）における用語の定義

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齡、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張（葉張）	樹木等の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお、株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。
株立数	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については、以下のように定める。 2本立 - 1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が、根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木等の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木等の移植に際し、土のまとまりをつけずに掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木等の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植え付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるのではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木等を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木等の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

旧

表 3.6 公共用緑化樹木等の品質寸法基準（案）における用語の定義

用語	定義
樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齡、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立 - 1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上 - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

新

表 3.7 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規 格
樹形 (全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 3.8 品質規格表 (案) [樹勢]

項目	規 格
生育	健全な生育状態を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎでないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮(肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

旧

表 3.7 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規 格
樹形 (全形)	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
	配分が四方に均等であること。
	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 3.8 品質規格表 (案) [樹勢]

項目	規 格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎでないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色・変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

新

2.  
 (1)～(2)略  
 (3)

表 3.9 シバ類の品質規格表 (案)

項目	規 格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込であること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等が混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉等が堆積していないこと。

表 3.10 その他地被類の品質規格表 (案)

項目	規 格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

3～7 (略)

3. 1 1. 3～3. 1 1. 5 (略)

3. 1 1. 6 地被類植栽工

1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均した後、静かに灌水しなければならない。

2～4 (略)

3. 1 1. 7～3. 1 1. 8 (略)

旧

2.  
 (1)～(2)略  
 (3)

表 3.9 シバ類の品質規格表 (案)

項目	規 格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込であること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で生き生きしていること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表 3.10 その他地被類の品質規格表 (案)

項目	規 格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や衰弱葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

3～7 (略)

3. 1 1. 3～3. 1 1. 5 (略)

3. 1 1. 6 地被類植栽工

1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均した後、静かにかん水しなければならない。

2～4 (略)

3. 1 1. 7～3. 1 1. 8 (略)

新	旧
<p><b>3.11.9 花壇植栽工</b>  (1)～(2)略  (3)受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かに灌水しなければならない。</p> <p><b>3.11.10 樹木養生工</b>  1 (略)  2. 受注者は、寒冷紗巻き施工については、設計図書によらなければならない。  3 (略)  4. 受注者は、空気管の施工については、設計図書によらなければならない。  5～7 (略)</p> <p><b>3.11.11～3.11.12 (略)</b></p> <p><b>3.11.13 芝生保護工</b>  1 (略)  2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>3.12 移植工</b></p> <p><b>3.12.1 一般事項</b>  1～10 (略)  11.  (1)～(13)略  (14)受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除き、きれいに除草しなければならない。  (15)略</p> <p><b>3.12.2 (略)</b></p> <p><b>3.12.3 根回し工</b>  1～2 (略)  3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。</p>	<p><b>3.11.9 花壇植栽工</b>  (1)～(2)略  (3)受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。</p> <p><b>3.11.10 樹木養生工</b>  1 (略)  2. 受注者は、寒冷紗巻き施工については、設計図書によらなければならない。  3 (略)  4. 受注者は、空気管の施工については、設計図書によらなければならない。  5～7 (略)</p> <p><b>3.11.11～3.11.12 (略)</b></p> <p><b>3.11.13 芝生保護工</b>  1 (略)  2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>3.12 移植工</b></p> <p><b>3.12.1 一般事項</b>  1～10 (略)  11.  (1)～(13)略  (14)受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。  (15)略</p> <p><b>3.12.2 (略)</b></p> <p><b>3.12.3 根回し工</b>  1～2 (略)  3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。</p>

新	旧
<p><b>3. 1 2. 4 高木移植工</b></p> <p>1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、3.11.3（高木植栽工）の規定による。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p><b>3. 1 2. 5～3. 1 2. 1 1（略）</b></p> <p><b>3. 1 3～3. 1 4（略）</b></p> <p><b>3. 1 5 柵工</b></p> <p><b>3. 1 5. 1（略）</b></p> <p><b>3. 1 5. 2 工法</b></p> <p>（1）人止め柵</p> <p>① 木杭、コンクリート杭の曲がり角、端部は、控え等を入れて補強しなければならない。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（2）～（3）略</p>	<p><b>3. 1 2. 4 高木移植工</b></p> <p>1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、3.11.3高木植栽工の規定による。</p> <p>2（略）</p> <p>3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p> <p>4～6（略）</p> <p><b>3. 1 2. 5～3. 1 2. 1 1（略）</b></p> <p><b>3. 1 3～3. 1 4（略）</b></p> <p><b>3. 1 5 柵工</b></p> <p><b>3. 1 5. 1（略）</b></p> <p><b>3. 1 5. 2 工法</b></p> <p>（1）人止め柵</p> <p>① 木ぐい、コンクリートぐいの曲がり角、端部は、控え等を入れて補強しなければならない。</p> <p>②～③（略）</p> <p>（2）～（3）略</p>
<p style="text-align: center;"><b>II 管路工事編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4. 管路工事</b></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><b>5. 鋳鉄管製作並びに接合工事</b></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><b>6. 鋼管製作並びに接合工事</b></p> <p><b>6. 1（略）</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>II 管路工事編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4. 管路工事</b></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><b>5. 鋳鉄管製作並びに接合工事</b></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;"><b>6. 鋼管製作並びに接合工事</b></p> <p><b>6. 1（略）</b></p>

新	旧
<p>6.2 工場製作</p> <p>6.2.1 (略)</p> <p>6.2.2 外面塗覆装</p> <p>1. 管の外面塗覆装は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)の規格によるものとする。</p> <p>6.2.3 ~6.2.6 (略)</p> <p>6.3 (略)</p> <p>6.4 現場塗覆装</p> <p>6.4.1 (略)</p> <p>6.4.2 現場塗覆装</p> <p>1. 管の外面塗覆装は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 管の外面塗覆装は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：長寿命形外面プラスチック被覆)によるものとし、被覆厚さは厚3.0mm以上とする。</p> <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>2. (略)</p> <p>6.4.3 検査</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. 検査の方法は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 外面塗覆装の事前検査</p> <p>①プラスチック被覆による場合</p> <p>イ プライマー塗装前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：長寿命形外面プラスチック被覆)に示されている下地処理が適切に行われているか確認すること。</p> <p>ロ. プラスチック被覆前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：長寿命形外面プラスチック被覆)に示されているプライマーの塗装が適切に行われたか触手により確認すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 外面塗覆装の完了後の検査</p> <p>①プラスチック被覆による場合</p> <p>イ J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：長寿命形外面プラスチック被覆)に基づき、外観、被覆厚さ、管端未被覆長さ、ピンホール、付着性、付着強さ、ピール強度、衝撃強さ、表示等について確認を行うこと。その他、別途設計図書に定める場合はこれによるものとする。</p> <p>②略</p>	<p>6.2 工場製作</p> <p>6.2.1 (略)</p> <p>6.2.2 外面塗覆装</p> <p>1. 管の外面塗覆装は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)の規格によるものとする。</p> <p>6.2.3 ~6.2.6 (略)</p> <p>6.3 (略)</p> <p>6.4 現場塗覆装</p> <p>6.4.1 (略)</p> <p>6.4.2 現場塗覆装</p> <p>1. 管の外面塗覆装は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 管の外面塗覆装は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆)によるものとし、被覆厚さは厚3.0mm以上とする。なお、これ以外の塗覆装仕様の場合は設計図書によるものとする。</p> <p>(2) ~ (3) 略</p> <p>2. (略)</p> <p>6.4.3 検査</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3. 検査の方法は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 外面塗覆装の事前検査</p> <p>①プラスチック被覆による場合</p> <p>イ プライマー塗装前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：外面プラスチック被覆)に示されている下地処理が適切に行われているか確認すること。</p> <p>ロ. プラスチック被覆前は、J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：外面プラスチック被覆)に示されているプライマーの塗装が適切に行われたか触手により確認すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 外面塗覆装の完了後の検査</p> <p>①プラスチック被覆による場合</p> <p>イ J I S G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-3部：外面プラスチック被覆)に基づき、外観、被覆厚さ、管端未被覆長さ、ピンホール、付着性、付着強さ、ピール強度、衝撃強さ、表示等について確認を行うこと。その他、別途設計図書に定める場合はこれによるものとする。</p> <p>②略</p>

新	旧
<p>③工場塗覆装鋼管を補修した場合 WS P061 (水道用塗覆装鋼管現場塗覆装施工マニュアル) に基づき、外観、被覆厚さ、ピンホール等について確認を行うこと。</p> <p>6. 5 (略)</p> <p>7. ステンレス鋼管製作並びに接合工事 略</p> <p>8. ステンレス鋼開先付鋼管製作並びに接合工事 略</p> <p>9. 伸縮可とう管製作並びに接合工事 略</p> <p>10. 水道用弁類製作並びに据付工事 略</p> <p>11. 道路復旧工事 略</p> <p>III 建築工事</p> <p>12. 建築工事 略</p>	<p>③工場塗覆装鋼管を補修した場合 WS P061-2001 (水道用塗覆装鋼管現場塗覆装施工マニュアル) に基づき、外観、被覆厚さ、ピンホール等について確認を行うこと。</p> <p>6. 5 (略)</p> <p>7. ステンレス鋼管製作並びに接合工事 略</p> <p>8. ステンレス鋼開先付鋼管製作並びに接合工事 略</p> <p>9. 伸縮可とう管製作並びに接合工事 略</p> <p>10. 水道用弁類製作並びに据付工事 略</p> <p>11. 道路復旧工事 略</p> <p>III 建築工事</p> <p>12. 建築工事 略</p>

新	旧
IV 電機・通信・機械工事等	IV 電機・通信・機械工事等
13. 共通事項	13. 共通事項
13.1 施工一般	13.1 施工一般
13.1.1 (略)	13.1.1 (略)
13.1.2 一般事項	13.1.2 一般事項
1～11 (略)	1～11 (略)
12. この仕様書に定めのない事項については、(公社)日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書【設備工事編】(2010年版)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、 <b>国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室の「電気通信設備工事共通仕様書」、国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室の「機械工事共通仕様書(案)」</b> 等に準じるものとする。	12. この仕様書に定めのない事項については、(公社)日本水道協会発行の「水道工事標準仕様書【設備工事編】(2010年版)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部 <b>監修</b> の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」等に準じるものとする。
13.1.3～13.1.19 (略)	13.1.3～13.1.19 (略)
14. 電気設備工事	14. 電気設備工事
14.1 (略)	14.1 (略)
14.2 機器	14.2 機器
14.2.1 (略)	14.2.1 (略)
14.2.2 電気盤	14.2.2 電気盤
1. 高圧閉鎖配電盤	1. 高圧閉鎖配電盤
(1) 準拠規格	(1) 準拠規格
	J E M 1425
(2) 配電盤の形	(2) 配電盤の形
① 高圧引込盤	① 高圧引込盤
	C X形以上
② 受電盤、き電盤、母線連絡盤	② 受電盤、き電盤、母線連絡盤
	M W形以上
③ 断路器盤	③ 断路器盤
	C X及びC Y形以上
④ 変圧器盤	④ 変圧器盤
	C Y形以上
⑤ コンデンサ盤	⑤ コンデンサ盤
	C X形以上
※ ただし、コンビネーションスイッチは、J E M 1225 機能構造級別4形以上とすること。	※ ただし、コンビネーションスイッチは、J E M 1225 機能構造級別4形以上とすること。

新	旧
<p>14. 2. 3～14. 2. 10 (略)</p> <p>14. 3～14. 6 (略)</p> <p>15. 機械設備工事</p> <p>略</p> <p>16. 計装設備工事</p> <p>略</p> <p>V 工事関係要領等</p> <p>17. 埋設管の腐食対策施工要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 使用数量の計上方法</p> <p>(1) 防食用ポリエチレンスリーブ被覆工</p> $\text{使用数量} = \frac{\text{被覆区間の管布設延長}}{\text{当該口径の直管1本当りの有効長}}$ <p>なお、端数整理は小数第2位を切り上げ、小数第1位止まりとし、本当り計上する。</p> <p>18. 管名称等の明示要領</p> <p>略</p> <p>19. 工事完成図作成要領</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>14. 2. 3～14. 2. 10 (略)</p> <p>14. 3～14. 6 (略)</p> <p>15. 機械設備工事</p> <p>略</p> <p>16. 計装設備工事</p> <p>略</p> <p>V 工事関係要領等</p> <p>17. 埋設管の腐食対策施工要領</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 使用数量の計上方法</p> <p>(1) 防食用ポリエチレンスリーブ被覆工</p> $\text{使用水量} = \frac{\text{被覆区間の管布設延長}}{\text{当該口径の直管1本当りの有効長}}$ <p>なお、端数整理は小数第2位を切り上げ、小数第1位止まりとし、本当り計上する。</p> <p>18. 管名称等の明示要領</p> <p>略</p> <p>19. 工事完成図作成要領</p> <p>1～5 (略)</p>

新

6. 記載事項

(1) 標 題

- ① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下の縁取りに付けること。
- ② (略)

図-1 標題の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

工 事 名 称					
図 面 名 称					
図 面 枚 数	葉中	縮 尺			
完 成	年 月 日	工事番号			
区 画 記 号	-	千葉県企業局			
整理番号	施工業者				

縁取線

(2) 案内図 (位置図)

- ① 工事路線の所在地を示すもので、町名、番地、目標となる顕著な建物、国県道の路線名及び配管網が明確に表示された図面とすること。
- ②・③ (略)
- (3) ~ (9) 略

旧

6. 記載事項

(1) 標 題

- ① 標題の様式は図-1のとおりとし、その位置は、設計図の右下、右辺は縁取りに付け、**下辺は12mm程度縁取りから離れること。**
- ② (略)

図-1 標題の様式及び位置

占用許可番号	許可年月日等

工 事 番 号					
図 面 名 称					
図 面 枚 数	葉中	縮 尺			
完 成	年 月 日	工事番号			
区 画 記 号	-	千葉県企業局			
整理番号	施工業者				

縁取線

12mm

(2) 案内図 (位置図)

- ① 工事路線の所在地を示すもので、町名、番地、目標となる顕著な建物、国県道の路線名及び配管網が明確に表示されるような図面とし、平面図左端上方に収めること。
- ②・③ (略)
- (3) ~ (9) 略

新	旧
<p>(10) オフセット図</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 目標物までの距離は、次のとおり測定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マンホールを引照点とする場合は、マンホール中心から測定すること。</li> <li>塀、建物を引照点とする場合は、塀、建物の角から測定すること。</li> <li>側溝を引照点とする場合は、側溝の曲がり角 (民地側)、または集合樹の中心から測定すること。</li> <li>境界杭を引照点とする場合は、境界点から測定すること。また、埋設標の場合も同様とすること。</li> <li>塀、建物、側溝の壁面 (直部) を引照点とする場合は、これらの壁面 (直部) の角からの位置を別に測定すること。</li> </ul> <p>・オフセットは小数第2位を四捨五入して、小数第1位とすること。</p> <p>図一2 オフセット図 (略)</p> <p>(11) 略</p> <p>7. 図上の表示</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管種別略称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ダクタイル鋳鉄管 耐震継手 (PN形) 内面エポキシ樹脂粉体塗装 PNDP (E)</li> <li>硬質ビニルライニング鋼管 SGP-VB</li> <li>ポリエチレン粉体ビニルライニング鋼管 SGP-PB</li> </ul> <p>(4) ~ (6) (略)</p>	<p>(10) オフセット図</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 目標物までの距離は、次のとおり測定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マンホールを引照点とする場合は、マンホール中心から測定すること。</li> <li>塀、建物を引照点とする場合は、塀、建物の角から測定すること。</li> <li>側溝を引照点とする場合は、側溝の曲がり角 (民地側)、または集合樹の中心から測定すること。</li> <li>境界杭を引照点とする場合は、境界杭の中心点から測定すること。また、埋設標の場合も同様とすること。</li> <li>塀、建物、側溝の壁面 (直部) を引照点とする場合は、これらの壁面 (直部) の角からの位置を別に測定すること。</li> </ul> <p>図一2 オフセット図 (略)</p> <p>(11) 略</p> <p>7. 図上の表示</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管種別略称</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ビニルライニング鋼管 SGP-V</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>



新	旧
<p style="text-align: center;"><b>2 1. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 防護施設等の設置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 歩道、または路側帯を工事する場合は、歩行者用通路を設置するとともに、柵等で囲い、かつ案内標示板を設置するものとする。(歩行者用通路の確保要領参照)</p> <p>(3) 略</p> <p>4～7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>2 2. 道路工事保安施設設置基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>略</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>2 1. 道路掘削工事現場における標示施設等の設置基準</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 防護施設等の設置</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 歩道、または路側帯を工事するもの場合は、歩行者用通路を設置するとともに、柵等で囲い、かつ案内標示板を設置するものとする。(歩行者用通路の確保要領参照)</p> <p>(3) 略</p> <p>4～7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>2 2. 道路工事保安施設設置基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>略</b></p>

新

2.3. 受注者提出書類

1～3 (略)

主な提出書類一覧表

	名 称	提出期限	提出部数	摘 要
1	工事着手届	契約後7日以内	2	様式-1
2	主任技術者等選任通知書	〃	2	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
3	工事工程表	〃	2	
4	保安施設図	〃	2	
5	前払金請求書	必要の都度	2	土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
6	建設副産物処理承認申請書	工事着手前	2	様式-2
7	工事カルテ受領書(写)	仕様書 1.2.23 による。	1	
8	施工計画書	工事着手前または施工方法が確定した時期	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。
9	再生資源利用促進計画書	工事着手前	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
10	再生資源利用計画書	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
11	建退共掛金収納書	契約後1ヶ月以内(電子申請方式による場合は40日以内)	1	土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
12	下請業者選定通知書	工事着手前	3	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
13	施工体制台帳	〃	1	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
14	施工体系図	〃	1	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
15	工期延期願	必要の都度	2	様式-3
16	工事打合簿	〃	2	様式-4
17	確認・立会願	〃	1	様式-5
18	工事履行報告書	監督職員の指示による。	1	様式-6
19	材料確認願	その都度	1	様式-7
20	請負代金の変更申請書	〃	2	様式-8
21	工事事故報告書	〃	1	土木工事書類作成マニュアルの様式による。
22	出来形部分検査願	検査希望日の15日前	2	様式-9
23	工事完成通知書	工事完成時	2	様式-10
24	工事目的物引渡申出書	〃	2	様式-11
25	請求書	〃	1	様式-12
26	工事完成図	〃	1	作成は、当局完成図作成要領による。
27	再生資源利用促進実施書	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
28	再生資源利用実施書	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
29	建設副産物等処理調書	〃	2	様式-13

[注]上記に定めのない様式については土木工事書類作成マニュアルによるものとする。

様式-1～13 (略)

旧

2.3. 受注者提出書類

1～3 (略)

主な提出書類一覧表

	名 称	提出期限	提出部数	摘 要
1	工事着手届	契約後7日以内	2	様式-1
2	主任技術者等選任通知書	〃	2	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
3	工事工程表	〃	2	
4	保安施設図	〃	2	
5	前払金請求書	必要の都度	2	土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
6	建設副産物処理承認申請書	工事着手前	2	様式-2
7	工事カルテ受領書(写)	仕様書 1.2.23 による。	1	
8	施工計画書	契約後30日以内(原則)	1	変更等のある場合は、監督職員の指示による。
9	建退共掛金収納書	〃	1	土木工事書類作成マニュアルを参考とする。
10	下請業者選定通知書	〃	3	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
11	施工体制台帳	〃	1	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
12	施工体系図	〃	1	千葉県建設工事適正化指導要綱に定める様式による。
13	工期延期願	必要の都度	2	様式-3
14	工事打合簿	〃	2	様式-4
15	確認・立会願	〃	1	様式-5
16	工事履行報告書	監督職員の指示による。	1	様式-6
17	材料確認願	その都度	1	様式-7
18	請負代金の変更申請書	〃	2	様式-8
19	工事事故報告書	〃	1	土木工事書類作成マニュアルの様式による。
20	出来形部分検査願	検査希望日の15日前	2	様式-9
21	工事完成通知書	工事完成時	2	様式-10
22	工事目的物引渡申出書	〃	2	様式-11
23	請求書	〃	1	様式-12
24	工事完成図	〃	1	作成は、当局完成図作成要領による。
25	再生資源利用促進計画書(実施書)	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
26	再生資源利用計画書(実施書)	〃	1	建設リサイクルガイドライン様式による。
27	建設副産物等処理調書	工事完成時	2	様式-13

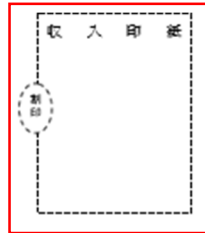
[注]上記に定めのない様式については土木工事書類作成マニュアルによるものとする。

様式-1～13 (略)

新

24. 建設工事請負契約書

建設工事請負契約書



- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 期 自 令 和 年 月 日  
至 令 和 年 月 日

4. 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

5. 請 負 代 金 額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

6. 契 約 保 証 金

7. 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。建設発生土を搬出しない場合は削除。

8. 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

[注] 建設リサイクル法の対象建設工事以外の場合は削除。

9. 住宅建設瑕疵担保責任保険

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う場合は、受注者は、供託所

旧

24. 建設工事請負契約書

建設工事請負契約書

取入印紙	
1万円未満	非課税
200万円以下	200円
300万円 *	500円
500万円 *	1,000円
1,000万円 *	5,000円
5,000万円 *	10,000円
1億円以下	30,000円
5億円 *	60,000円
10億円 *	100,000円
50億円 *	320,000円
50億円をこえるもの	480,000円
契約金額の記載のないもの	200円

- 1. 工 事 名
- 2. 工 事 場 所
- 3. 工 期 自 令 和 年 月 日  
至 令 和 年 月 日

4. 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯

[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

5. 請 負 代 金 額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

6. 契 約 保 証 金

7. 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。建設発生土を搬出しない場合は削除。

8. 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

[注] 建設リサイクル法の対象建設工事以外の場合は削除。

9. 住宅建設瑕疵担保責任保険

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う場合は、受注者は、供託所



新	旧
<p><b>第1条 (略)</b></p> <p>(関連工事の調整)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p><b>第3条 (略)</b></p> <p>(契約の保証)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p><b>第5条～第23条 (略)</b></p> <p>(工期の変更方法)</p> <p><b>第24条</b> 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p><b>第1条 (略)</b></p> <p>(関連工事の調整)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 (略)</p> <p><b>第3条 (略)</b></p> <p>(契約の保証)</p> <p><b>第4条</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p><b>第5条～第23条 (略)</b></p> <p>(工期の変更方法)</p> <p><b>第24条</b> 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

新	旧
<p>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第56条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p><b>第25条</b> 1～2 (略)</p> <p>3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第56条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p><b>第26条</b> 1～8 (略)</p> <p>9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第56条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第57条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p><b>第30条</b> 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損</p>	<p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p><b>第25条</b> 1～2 (略)</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p><b>第26条</b> 1～8 (略)</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p><b>第30条</b> 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたもの)にあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損</p>

新	旧
<p>害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p><b>第31条～第34条（略）</b></p> <p><b>（前金払及び中間前金払）</b></p> <p><b>第35条</b></p> <p>1（略）</p> <p>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。（受注者が契約締結時に中間前金払又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとする。）この場合においては、第2項及び前項の規定を準用する。</p> <p>5 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から次条まで、第41及び第51条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、第48条第5項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>	<p>害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p><b>第31条～第34条（略）</b></p> <p><b>（前金払及び中間前金払）</b></p> <p><b>第35条</b></p> <p>1（略）</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定める基準に基づいて、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。（受注者が契約締結時に中間前金払又は部分払、いずれかを選択し発注者に申し出るものとする。）この場合においては、前項の規定を準用する。</p> <p>4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41及び第51条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、第48条第5項に規定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p>

新	旧
<p><b>(保証契約の変更)</b></p> <p><b>第 36 条</b> 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p><b>(前払金の使用等)</b></p> <p><b>第 37 条</b> 受注者は、前払金（中間前払金を除く）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金額の 100 分の 25 を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p> <p><b>第 38 条～第 40 条 (略)</b></p> <p><b>(債務負担行為に係る契約の前払の特則)</b></p> <p><b>第 41 条</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 4 項の規定を準用する。</p> <p><b>(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)</b></p> <p><b>第 42 条</b> 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、第 35 条第 4 項の規定により中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。</p>	<p><b>(保証契約の変更)</b></p> <p><b>第 36 条</b> 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</p> <p><b>(前払金の使用等)</b></p> <p><b>第 37 条</b> 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p><b>第 38 条～第 40 条 (略)</b></p> <p><b>(債務負担行為に係る契約の前払の特則)</b></p> <p><b>第 41 条</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 3 項の規定を準用する。</p> <p><b>(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)</b></p> <p><b>第 42 条</b> 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、第 35 条第 3 項の規定により中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。</p>

新	旧
<p>2～3（略）</p> <p><b>（第三者による代理受領）</b> 第43条～第45条（略）</p> <p><b>（契約不適合責任期間等）</b> 第46条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p>	<p>2～3（略）</p> <p><b>（第三者による代理受領）</b> 第43条～第45条（略）</p> <p><b>（契約不適合責任期間等）</b> 第46条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内（管布設工事であって通水しない場合は、通水開始の日から1年を経過するまでの期間を、引渡しを受けた日から3年を超えない範囲で延長するものとする。）でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p>
<p>2～9（略）</p> <p><b>（発注者の任意解除権）</b> 第47条～第47条の2（略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b> 第47条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者<b>その他経営に実質的に関与しているもの</b>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<b>その他経営に実質的に関与しているもの</b>をいう。以下この号において同じ。）が、<b>暴力団又は暴力団員</b>であると認められるとき。</p> <p>ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<b>している</b>と認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、<b>暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれを不当に利用するなどしている</b>と認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対</p>	<p>2～9（略）</p> <p><b>（発注者の任意解除権）</b> 第47条～第47条の2（略）</p> <p><b>（発注者の催告によらない解除権）</b> 第47条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、</p> <p>イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が<b>暴力団員</b>であると認められるとき。</p> <p>ロ <b>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</b></p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対</p>

新	旧
<p data-bbox="203 209 808 233">して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p data-bbox="125 240 309 264">第 47 条の 4 (略)</p> <p data-bbox="125 304 349 328">第 48 条～第 59 条 (略)</p> <p data-bbox="434 443 792 467">2 5. 千葉県県土整備部共通仕様書等</p> <p data-bbox="600 507 627 531">略</p>	<p data-bbox="1205 209 1809 233">して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p data-bbox="1126 240 1310 264">第 47 条の 4 (略)</p> <p data-bbox="1126 304 1350 328">第 48 条～第 59 条 (略)</p> <p data-bbox="1435 443 1794 467">2 5. 千葉県県土整備部共通仕様書等</p> <p data-bbox="1601 507 1628 531">略</p>

新

## 水道工事標準仕様書

2026年度版

昭和52年	4月	1日	初版発行
昭和55年	12月	1日	第2版発行
平成2年	5月	1日	第3版発行
平成7年	4月	1日	第4版発行
平成12年	7月	1日	第5版発行
平成18年	4月	1日	第6版発行
平成27年	4月	1日	第7版発行
平成31年	4月	1日	第8版発行
令和3年	4月	1日	第9版発行
令和4年	4月	1日	第10版発行
令和5年	4月	1日	第11版発行
令和6年	4月	1日	第12版発行
令和6年	11月	7日	第13版発行
令和8年	4月	1日	第14版発行

編集 千葉県企業局  
発行 千葉県企業局  
〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24  
千葉県企業局幕張庁舎

旧

## 水道工事標準仕様書

2024年度版

昭和52年	4月	1日	初版発行
昭和55年	12月	1日	第2版発行
平成2年	5月	1日	第3版発行
平成7年	4月	1日	第4版発行
平成12年	7月	1日	第5版発行
平成18年	4月	1日	第6版発行
平成27年	4月	1日	第7版発行
平成31年	4月	1日	第8版発行
令和3年	4月	1日	第9版発行
令和4年	4月	1日	第10版発行
令和5年	4月	1日	第11版発行
令和6年	4月	1日	第12版発行
令和6年	11月	7日	第13版発行

編集 千葉県企業局  
発行 千葉県企業局  
〒262-8512 千葉市花見川区幕張町5-417-24  
千葉県企業局幕張庁舎